

税務課からののお知らせです

市民税・県民税の申告はお済みですか

令和2年度（令和元年分）市民税・県民税の申告をまだしていない方は、忘れずに行いましょう。

収入がない方でも、申告が必要な場合があります。詳細は、広報1月号に掲載している「令和2年度市民税・県民税申告のお知らせ」をご確認ください。こちらは、市ホームページへも掲載しているほか、税務課や各総合支所窓口にも備え付けてあります。

* 申告が必要な方が申告しなかった場合、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等が適正

に計算されないことがあるほか、所得課税証明書等が発行できないなどさまざまな行政サービスが行き届かなくなる場合があります。

* 確定申告をされる場合は、税務署での手続きをお願いします。

* ご本人が申告できないやむを得ない事情がある場合やご不明な点については、お問い合わせください。

問…税務課 内線2253

縦覧帳簿で 固定資産を確認できます

固定資産の課税（固定資産税・都市計画税）の基礎となる価格等をあらかじめ所有者に確認していただくため、令和2年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供します（路線価格等の公開もしています）。

登録されている価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月を経過する日までの間に固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

対象…昨年中に土地・家屋を所有権移転した方、家屋を新築・増築・取得した方等、全ての納税者

* これから家屋の新築・増築・取り壊しをする場合は、ご連絡をお願いします。

縦覧期間…4月1日(水)～6月1日(月)（閉庁日を除く）

縦覧時間…8:30～17:15

縦覧場所

五所川原地区 税務課 内線2264

金木地区 金木総合支所総合窓口係 内線3114

市浦地区 市浦総合支所総合窓口係 内線4014

家屋を解体・建築した際は、 ご連絡ください

住宅・車庫・作業所等の家屋を解体した際は税務課までお知らせください（解体した年内中に滅失登記の手続きをした場合、連絡は不要です）。

家屋を新築・増築して税務課の調査を受けていない場合もご連絡ください。

* 解体後の連絡がない場合、解体した翌年度以降も課税される場合があります。

* 税務課の調査を受けていない家屋があることが判明した場合、さかのぼって課税される場合があります。

* 税務課では平成31年度より、約2カ年かけて家屋特定事業を行っています。家屋特定事業は現在台帳に登録されていない家屋の登録、すでに取り壊しされている家屋の台帳削除等、台帳の整備を進めることを目的としています。それに伴い当課からの連絡および実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

* 許可なく敷地内に入り調査を行うことはありません。

問…税務課 内線2264

金木総合支所 内線3114

市浦総合支所 内線4014

軽自動車税種別割における身体障害者等減免の対象者が変更されます

令和2年度の軽自動車税種別割から適用される、身体障害者等減免の対象者の範囲が一部変更となりました。

変更点…障害のある方と生計を一にするご家族もしくは常時介護者が、車両を所有・使用している場合の減免対象について、身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の障害者に限り減免を受けられるという要件がありました。令和2年度よりその要件を廃止します（軽自動車税種別割に限りません）。

これにより、18歳以上の方でも減免の対象となります。

軽自動車税種別割の減免対象について

次の手帳をお持ちで、一定の要件（障害等級）に該当する方が所有する軽自動車に対し減免を行います。

・身体障害者手帳

・戦傷病者手帳

・療育手帳

・精神障害者保健福祉手帳

* 手帳は、令和2年3月31日までに交付されたものでなければ、令和2年度の減免申請を受けられません。

* **注意** 減免を受ける際には、軽自動車税納税通知書が送られる5月中に毎年申請していただく必要があります。納期限を過ぎてからの減免申請は受け付けていません。

また、減免はお持ちの自動車（普通自動車・軽自動車）のうち一台のみが対象となります。

詳しい内容・相談については、税務課までお問い合わせください。

問…税務課 内線2260